

広島県告示第416号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成26年5月22日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島市中区土橋町6番13号 株式会社ちゅーピーパーク 代表取締役 生原 誠
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県廿日市市大野389番地2 ちゅーピーパーク

2 申請の内容

72し尿処理施設1基の使用の方法を変更する。また、汚水処理施設の処理の方法を変更するとともに、No.1排水口の排出水の量を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 変更

		変更前		変更後		
種	類	72し尿処理施設				
工期等	工事着手予定年月日	既設		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日			着手後10日		
	使用開始予定年月日			完成後直ちに		
使	項	目	通常	最大	通常	最大

用の方法	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	124	180	129	180
------	---	-----	-----	-----	-----

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 変更

		変更前				変更後				
種	類	汚水処理施設								
工期等	工事着手予定年月日	既設				許可後直ちに				
	工事完成予定年月日					着手後10日				
	使用開始予定年月日					完成後直ちに				
使用の方法	汚水等の汚染状況 処理前処理後の	項目	処理前		処理後		処理前		処理後	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
		生物化学的酸素要求量	220	250	15	20	211	240	15	20
		化学的酸素要求量	127	218	15	20	122	209	15	20
	浮遊物質	250	300	20	30	240	288	20	30	
	窒素含有量	50	91	40	80	48	87	40	80	
法	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	124	180	124	180	129	180	129	180	

(3) 排水の汚染状態及び量

(その1) 変更

排水口名	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大

No. 1 排水口	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	124	180	129	180
--------------	--	-----	-----	-----	-----

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成26年5月22日から平成26年6月12日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市環境政策課